

第9章 その他

9-1 実施計画書に対する意見等

9-1-1 住民意見の概要及び事業者の見解

「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書（令和2年10月）」（以下、「実施計画書」という。）は、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年3月19日、岡山県条例第7号）第7条の規定に基づき令和2年11月9日（月）から令和2年11月24日（火）までの2週間縦覧に供した。

また、実施計画書について、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年3月19日、岡山県条例第7号）第8条の規定に基づき、令和2年11月9日（月）から令和2年12月1日（火）までの期間において意見書の受付を行った結果、環境保全の見地からの意見の提出は0件であった。

9-1-2 知事の意見及び事業者の見解

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年3月19日、岡山県条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、実施計画書について、岡山県知事の意見が令和3年1月21日に述べられた。

実施計画書についての知事の意見及び事業者の見解は次に示すとおりである。

1 総論評価

(1) 事業計画について

知事意見	事業者の見解
①本事業計画は、岡山県西部衛生施設組合を構成する3市2町全域のごみ処理を行う施設を整備することを目的に、既存の里庄清掃工場及び井原市クリーンセンターを集約するものであり、施設諸元や工事計画に係る詳細については準備書で明らかにするものとされている。 環境影響評価の適切な実施のため、準備書の作成に当たっては、事業計画を可能な限り明らかにするとともに、事業実施に伴う環境影響については、より一層の負荷の低減に努めた事業計画とし、岡山県廃棄物処理計画をはじめ、関係する諸計画との整合を図った事業計画とするこ。	事業計画について、現況施設に比べて一層の負荷の低減に努めた施設として検討し、現時点の計画をできる限り具体的に記載しました。 ただし、本事業はDBO方式で推進する事業のため、現時点では具体的な計画内容が確定していない事項があるため、そうした事項については、環境影響の危険側を考慮した条件設定を行う等、より厳しい条件で予測・評価等を実施するとともに、環境保全措置を検討しました。 今後、本準備書に示した内容を基本に環境保全に配慮して事業計画をより具体化していく方針です。
②工事計画において、設置予定範囲にあるストックヤード棟の解体・撤去を明確に位置づけるとともに、必要に応じて適切な環境保全対策を講じること。	実施計画書段階ではストックヤード解体は事業者である岡山県西部衛生施設組合が実施する予定でした。その後、現在までにストックヤードの解体・撤去は現在の当該施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合により実施されることが決定され、別事業者による対応となりました。 そのため、準備書ではストックヤードの解体・撤去は本環境影響評価の対象外として整理しました。 なお、ストックヤードの解体・撤去に係る環境影響要因を整理した結果、環境影響が生じるおそれがある項目は主に「廃棄物等」であると考えます。この「廃棄物等」に係るストックヤード解体・撤去の影響の程度等については、資料編に整理しました。
③対象事業実施区域の周辺には、微小粒子状物質及び光化学オキシダントの環境基準を達成していない大気環境測定局があることを踏まえ、現行施設と計画施設の同時稼働による重複影響を低減させるため、現行施設と計画施設が同時に稼働する期間が可能な限り短くなるような工程計画とすること。	計画施設の試運転期間を除き、現行施設と計画施設は同時稼働することはない計画としています。 試運転期間については、現行施設と計画施設が同時に稼働する期間が可能な限り短くなるような工程計画を検討します。
④計画地の選定理由として、周辺の施設等での余熱利用が見込まれることや、余熱を利用して発電することを掲げていることから、施設計画の具体化に伴い、余熱利用方法や発電効率など具体的な廃棄物エネルギーの利用計画などを検討し、準備書で明らかにすること。	余熱利用方法、発電効率などの具体的な廃棄物エネルギーの利用について、現時点の計画を記載しました。
⑤準備書作成に当たっては、施設規模の算定について、現処理施設の処理実績量も併せて明らかにするとともに、計画処理量として見込んだ災害廃棄物処理量の設定根拠や、災害廃棄物の受入に適応した施設設計となっているかどうかについても併せて明らかにすること。	施設規模の算定結果及び現処理施設の処理実績量も併せて記載し、計画処理量及び災害廃棄物処理量の設定根拠を記載しました。また、災害廃棄物の受入に適応した施設として計画しており、今後の詳細な設計段階において本計画に基づいて対応します。

(2) 地域住民の理解について

知事意見	事業者の見解
<p>事業実施に当たり、事業計画に関する情報を積極的に開示するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。</p> <p>また、準備書では、作成時点で最新の資料を用いるほか、図表を多用するなど、縦覧図書として住民にも配慮したものとするこ</p>	<p>環境影響評価の実施にあたり、現地調査結果の速報を地域住民に公表するなどの情報開示を行ってきました。今後も引き続き地域住民の理解に向けて、事業計画に関する情報を開示していきます。</p> <p>また、準備書の作成にあたってはできる限り図表を多用して、理解しやすい資料となるよう努めました。</p>

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

知事意見	事業者の見解
<p>(7) 大気質</p> <p>公害防止計画のうち「大気汚染」に係る排ガスに関する諸元について、現施設から大幅に低い自主基準値を設定しているように見えるが、「排ガス自主基準値」とは、廃棄物処理法上の維持管理基準に相当するものか、あるいは当該値を超えた場合、燃焼管理等を強化しようとする値なのか不明瞭なので、準備書では誤解のないよう示すこと。</p>	<p>排ガスの自主管理基準値は、一般廃棄物処理施設設置届出書に記載する計画値として設定した値であり、新ごみ焼却施設稼働開始後の維持管理基準値を示しています。</p> <p>このため、この基準値を超過するようなおそれがある場合には、施設運転を停止し、適正な排ガス濃度となるよう、速やかに点検・改善措置を実施します。</p>
<p>(1) 大気質・騒音・振動</p> <p>現在建設中の一般国道2号玉島・笠岡道路及びその他のアクセス道路整備後は、当該道路も搬入出ルートとして利用する計画としていることから、これらの道路の整備状況も踏まえて工事用車両及び搬入廃棄物車両のルートを設定した上で、将来交通量を推計すること。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは一般国道2号玉島・笠岡道路の供用前の現状の道路ネットワークを基本に設定しました。</p> <p>また、廃棄物運搬車両の走行ルートは、一般国道2号玉島・笠岡道路供用後の道路ネットワークをもとに、構成市町の廃棄物発生量を基本に台数を設定し、最適な走行ルートを設定しました。</p> <p>走行ルート及び将来交通量の設定結果は、P.2-28～2-29に示しました。</p>

イ 水環境（水質）

知事意見	事業者の見解
<p>水質の評価方法について、環境基準の水域類型が指定されていない水域に放流する場合は、適切な環境保全目標を設定の上、評価を行うこと。</p>	<p>水質の評価については、現況の降雨時の濃度及び下流水域の今立川に参考として設定されている「水質汚濁に係る環境基準D類型」を考慮して環境保全目標を設定し、評価しました。</p>

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

知事意見	事業者の見解
○動物・植物・生態系 動物・植物・生態系について、実施計画書では底生動物以外は調査範囲しか示されていないが、調査ルートや調査地点の決定に当たっては、専門家に意見を聞くなどにより、現状を適切に把握できる現地調査を実施した上で、予測・評価を行うこと。	動物・植物及び生態系の調査ルート及び調査地点等については現状を適切に把握できる具体的な計画内容をもとに、専門家に意見を聞き、その結果を反映して設定いたしました。 専門家の意見及びその反映については、P5. 7-1～5. 7-2 に示しました。

(3) 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

知事意見	事業者の見解
○景観 今後の事業計画の具体化に伴い、計画施設と現行施設が同時に存在する期間が長期に及ぶと判断される場合は、景観に対する影響がより大きくなると考えられる、両施設が存在する時点でのフォトモニタージュを併せて作成し、評価を行うこと。	現施設の撤去時期が未定であり、同時に存在する期間が特定できないため、現施設と計画施設の両方が同時に存在する時点のフォトモニタージュを作成し、予測、評価及び環境保全措置の検討を行いました。

(4) 環境への負荷の低減

知事意見	事業者の見解
○温室効果ガス等 計画施設は、既存の里庄清掃工場及び井原市クリーンセンターを集約した施設であるが、温室効果ガスの排出量については、既存の両施設の合計と比較して十分低いものとすること。 また、施設の廃熱利用計画を明確に定めることにより、温室効果ガス等の削減量についても予測・評価を実施すること。 さらに、工事の実施や施設の供用に際しては、工程管理や施設の運営・管理を適切に行うことにより、温室効果ガス等の排出を確実に低減させる計画とすること。	現施設の温室効果ガスの発生量及び計画施設の発生量を推計、併記し、計画施設の発生量が小さくなることを明らかにしました。 また、排熱利用について、発電による温室効果ガスの削減量の寄与を予測しました。工事の実施及び施設の供用に際して、工事管理や施設の運営・管理を適切に行うことを環境保全措置として採用し、温室効果ガス等の排出を低減する計画としています。

9-2 準備書に対する意見等

9-2-1 住民意見の概要及び事業者の見解

「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価準備書（令和4年2月）」（以下、「準備書」という。）は、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年3月19日、岡山県条例第7号）第14条の規定に基づき令和4年2月28日（月）から令和4年3月22日（火）までの3週間縦覧に供した。

また、準備書について、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年3月19日、岡山県条例第7号）第16条の規定に基づき、令和4年2月28日（月）から令和4年3月29日（火）までの期間において意見書の受付を行った結果、環境保全の見地からの意見の提出は2件であった。提出された意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解は次に示すとおりである。

(1) 事業計画について

住民意見	事業者の見解
<p>○排ガス（ダイオキシン類）の規制基準について ダイオキシン類の排ガスにかかる規制基準値は、1ng-TEQ/m³Nではなく、0.1ng-TEQ/m³Nである。 このことは、ダイオキシン類対策特別措置法、同政令、同環境省令に明記されている。日量130トンを処理する施設が、その焼却炉を焼却能力65トンの炉2つに分けたからといって、それで排出基準が甘くなるという解釈は、法解釈の誤りである。 ダイオキシン類対策特別措置法施行令は、「焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）」が1時間あたり50kg以上の廃棄物焼却炉を、法律が規制の対象とする特定施設と定めており、環境省令は、その焼却能力が1時間あたり4,000kg（=96t/日）以上時の時は、排出基準は0.1ng-TEQ/m³Nであると明記している。 事業者及び岡山県、さらに環境省まで、実施可能な技術的対応の観点からして、廃棄物処理法の体系の中では個々の焼却炉の規模によって技術基準が定められているとの理由で、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の「焼却能力」についても、合計ではなく個別にみて良いと主張するが、それは公害問題に対する認識の甘さを露呈するだけのものであり、法解釈としては認められない。 ダイオキシン類対策特別措置法は、公害についての特別法であり、排出される有害ガスの総量に着目して規制しようとするものであることから考えて、焼却炉を2つに分ければ一括基準が甘くなるといった解釈は誤りであると考える。</p>	<p>ダイオキシン類の排出基準値（1ng-TEQ/m³N）については、ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉の排出ガス排出基準について岡山県や環境省に見解を確認しており、解釈も間違っておらず、さらに厳しい0.05ng-TEQ/m³Nの自主基準値で運営してまいりますので問題無いものと考えます。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第5次答申）(H11.12.10) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について(H9.9.30) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号ワ
<p>○排ガスに係る自主基準値達成のための諸元等について 煙突排ガスに係る自主基準値が示されているが、それを達成するための具体的な方策及び施設の諸元はほとんど示されていない。もっと詳細に示すべきである。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類濃度の低減方策として、処理設備（準備書P2-13）及び温度管理（準備書P2-17）があります。 現時点では、計画施設の詳細設計段階にないため、具体的な方策及び施設の諸元について確定しておりません。そのため、影響が最大となる条件を設定して、環境影響評価を実施しました。 今後、自主基準値を達成するような施設設備等を具体化します。</p>

(2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況について

住民意見	事業者の見解
○調査対象地域の設定根拠について 調査対象地域について、大気汚染、騒音、振動等の公域的な事項や市町単位で状況を述べる事項については、笠岡市、浅口市、里庄町の2市1町の範囲としているが、その他については周囲2.0kmとしている。ただし、2.0kmに限定する根拠が不明である。地域の概況調査は、もっと広めに行うべきではないか。	調査対象地域は、周辺に最も広域的に影響すると考えられる大気質の影響範囲に基づいて設定しました。 平成20年度に、現施設の焼却能力変更にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、「生活環境影響調査」を実施しています。その際に実施した煙突排ガスの拡散予測結果では、最大着地濃度が現施設北側に約1kmの位置に出現したことから、その2倍の距離の範囲を含む2kmを調査対象地域としました。
○大気質（ダイオキシン類）について 「大気汚染については2市1町を調査対象とした。」としているが、ダイオキシン類については笠岡市茂平（西約9.5km）の一箇所しかデータが示されていない。 少なくとも、現施設が稼働した平成11年以降のデータは全て示すべきである。	「岡山県環境影響評価等に関する条例解説」によると、既存資料の整理・解析に関して、過去の資料が蓄積されている場合は3か年以上の経年変化を調査するものとされています。これに基づき、本事業では、ダイオキシン類の測定が実施されている直近の環境大気測定期（茂平測定期）の過去5年分のデータを示し、経年変化を把握しました。 なお、岡山県でダイオキシン類の測定が実施された平成12年度以降、茂平測定期の測定値はすべての年度で環境基準を満足しています。

(3) 環境影響評価の結果（施設の稼働に伴う大気質の影響）について

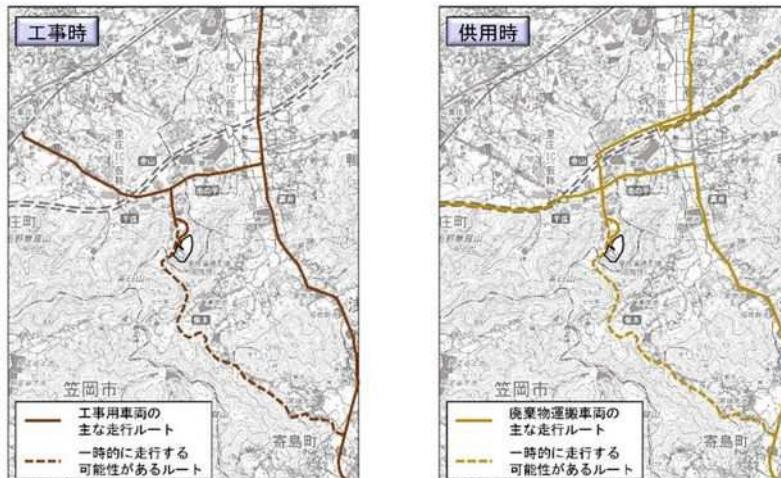
住民意見	事業者の見解
○調査地点について 「煙突排ガスの最大着地濃度は煙源から北約660m」と予測しているにもかかわらず、調査地点を300m以内だけにとどめてとっていることは大きな問題である。 当然北約660mの地点を加えるべきだし、さらにそれより広範囲の地点を適宜加えるべきである。 その場合、将来、事後調査の結果と比較することも念頭において、現段階で適切に調査地点を設定しておくべきである。 例えば、東西南北に、各1km、2km、4km、10kmといったところまで拡大しておくべきだと考える（最低でも4kmは必要だと考える。）	一般環境大気質の調査を実施した周辺4地点は、煙源から距離約0.6km～1kmであり、最大着地濃度出現距離と同程度またはそれ以上の距離に位置します。このため、調査地点の設定は問題ないものと考えます。 事後調査については、事業開始前及び後で調査結果を比較し、事業による周辺地点への影響を評価するため、現地調査を実施した地点と同地点で事後調査を実施することとしています。 事後調査の結果が、事業開始前に実施した現地調査の結果及び予測結果から大きく悪化するような場合は、事業による影響の有無を的確に把握できる調査地域・地点を設定します。
○調査地点について 一般環境大気質の調査地点のSt.1及びSt.3については、具体的な地点が特定できる表記になっていない。 公表できない地点を調査地点にすると、後の分析に支障を来たす可能性が高いので、その点も調査することは排除しないが、類似の条件下にあって後日調査結果を公表できる地点を取り直しておくべきである。	St.1は対象事業実施区域内です。また、St.3は民地の空地を借用して調査を実施したため、具体的な施設名、地番等を示すことができません。ただし、両地点とも調査地点図をお示しております。

住民意見	事業者の見解
○予測結果（長期平均濃度）について 長期平均濃度の予測結果は、一定の条件と予測式による1つの予測結果に過ぎない。供用後の実態としては、排ガス濃度、風向、風速等その他の諸条件や予測式によって大幅に変動する可能性が高い。 このため、条件及び拡散式等が異なる諸ケースについて、少なくとも数ケース以上のデータを示して評価すべきである。	大気質の長期平均濃度の予測は、実際の調査で取得した、365日×24時間の気象調査の結果から、風速（6階級）、風向（16方位）及び大気安定度（10段階）の組合せの960通りの出現状況に基づき予測を行い、その結果を重ね合わせたものです。 また、拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年、環境庁大気保全局大気規制課監修、公害研究対策センター発行）等に示される大気拡散式を用いました。
○予測結果（短期高濃度）について 短期高濃度の予測結果が、地点ごとで示されていない。最大着地濃度地点及び5地点について、個別にデータを示して評価すべきである。 また、水銀及びダイオキシン類が予測項目に含まれていないが、これらの項目についても予測・評価すべきである。	短期高濃度は、煙突より風下方向に高濃度が発生する各気象条件による最大影響濃度を予測するものです。その気象条件発生時の風向は特定できず、地点ごとの予測結果は算出できないため、煙源からの距離で予測値を示しています。なお、予測結果は、最大着地濃度地点においてもすべての予測項目で環境保全目標を満足しました。 短期高濃度の予測項目は、大気汚染に係る環境基準等のうち、短期的評価が定められている項目を設定しています。水銀及びダイオキシン類は慢性影響に大別され、短期的評価項目に該当しないことから、予測項目としておりません。
○評価結果について 環境影響の回避・低減に係る評価について、何の根拠も示すことなく、「回避または低減が期待できるものと考えられる。」としているが、詳しい根拠を示すべきである。 また、「事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価する。」としていることについても根拠を示すべきである。 さらに、「事業者の実行範囲内で」とはどういう意味か。事業者の実行範囲外があると想定していることになるが、それはどのような事項を意味し、そのような事態が生じたときの対処方法はどうなっているのかについても評価すべきである。	本事業では、事業の実施に伴い想定される環境影響の低減を図りました。特に、排ガス濃度についても影響の低減を図っており、その根拠は法律等で定められる基準よりもさらに厳しい自主基準値を設定したことで、準備書P2-18に示しております。 事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかの評価については、「岡山県環境影響評価技術指針」に準拠して実施しました。これによると、環境の保全の措置のための検討の評価としては、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて行うこととされています。ここで、「実行可能な範囲内」とは、科学的知見、施工性、経済性等の観点に基づき実行可能なものを目指します。 また、環境影響評価において、供用時の影響の予測・評価は、施設が定常稼働する時期を対象に行うこととされています。なお、供用後において、自然災害等の不可抗力な事象とその場合の対応が想定されますが、「岡山県環境影響評価等に関する条例」では、環境影響評価は災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業等には適用されないこととなっています。

(4) 環境影響評価の結果（車両の走行に伴う騒音・振動の影響）について

住民意見	事業者の見解
○車両の走行ルートについて 点線部の「一時的に走行する可能性があるルート」の意味、内容はなにか。	<p>「一時的に走行する可能性がある走行ルート」の出典元は準備書住民説明会資料 10 ページです（下図参照）。準備書では騒音及び振動に係る現地調査を実施した St. 6 が位置する町道新庄 613 号線 南側（以下、「対象事業実施区域南側ルート」とする）に該当します。</p> <p>対象事業実施区域南側ルートは、工事中には対象事業実施区域北側交差点における下水道整備工事に係る通行規制中の一時的な代替ルートとして利用する予定です。</p> <p>また、供用時には本事業の運搬車両走行ルートの分散化を行う場合に、新たに走行する可能性がある走行ルートです。</p> <p>そのために、方法書の調査計画等の策定の後に、調査、予測対象とした追加したルートです。</p>

車両の走行ルート



- ・幅員の狭い生活道路を避け、可能な限り国道・県道等の幹線道路を走行
- ・供用時において、笠岡市及び金光町方面からの運搬車両は、「国道2号玉島・笠岡道路」を利用

図 準備書住民説明会資料（10 ページ抜粋）

住民意見	事業者の見解
○車両の走行ルートについて 金山地区は現在でも廃棄物運搬車両によって、生活環境は決して良くはない。その上、本事業は運搬車両が2倍程度に増加する計画である。現時点において、対象事業実施区域南側ルートを運搬車両の主な走行ルートに組み込まない限り、今回の大きなテーマにしてきた「車両の分散化」と「アクセスの向上」が実現出来ないのではないか。	対象事業実施区域南側ルートは幅員が広くありません。このため、主な走行ルートに設定するのかは、施設へのアクセス性、道路の状況及び地域の方々の意見等を踏まえて現在検討しております。 また、将来の走行ルートを見直す場合に備えて、対象事業実施区域南側ルートを検討しており、当該道路における環境影響を予測・評価しました。
○予測結果について 現地調査の結果は、現施設の廃棄物運搬車両が制限積載重量内及び制限速度内で走行した場合の結果であると考える。積載重量は不明であるが、日常的に制限速度を超えて走行する車両はよく見かける。このような運搬車両の諸条件等を踏まえると予測結果が大きくなることはないのか。また、結果として、環境保全目標以上になるのではないか。	騒音・振動の予測にあたっては、実際の現地測定結果に、工事中及び供用時に増加する最大時の交通量の条件を加算して予測結果を算出しています。このため、予測結果より大きくなる可能性が低いと考えます。 また、環境保全目標も満足するものと考えます。 ただし、その状況を確認するために、事後調査を実施します。この事後調査の結果、環境保全目標を超過している場合などの環境影響が認められた場合には追加の環境保全措置を実施します。
○予測結果について 騒音・振動に限らず、予測結果が環境保全目標に近接する項目がみられる。予測結果をより小さくするための対策を講じる必要はないのか。	予測にあたっては、影響が最大となる場合を考慮して条件を設定しています。そのため、工事中・供用時の通常の状況よりも大きな数値が予測結果となっています。 また、予測計算には反映できない種々の環境保全措置を実施する考えです。よって、実際には予測結果よりも小さな値となると考えます。その状況を確認するために、工事中及び供用時に事後調査を実施します。 この事後調査の結果、環境保全目標を超過している場合などの環境影響が認められた場合には追加の環境保全措置を実施します。
○環境保全措置「整備・点検の徹底」について 工事中及び供用時の環境保全措置について、車両の「整備・点検の徹底」は当然のことである。	事業者の実行可能な範囲での環境保全措置の実現のために、当然取り組まれる事項も含めて環境保全措置を策定しています。これらを確実に実施することにより、騒音・振動の発生抑制に努めます。
○環境保全措置「車両の分散」について 工事中の環境保全措置として、「車両の分散」が挙げられているが、具体的にはどのように分散させるのか。	工事の内容によっては、資材搬入車両等が集中する場合があります。工事区域を出入りする車両については、特定時間帯に車両が集中して走行しないように工事工程の管理及び配車の計画等を行うことで、車両を分散します。

住民意見	事業者の見解
<p>○環境保全措置「車両の分散」について 金山地区では現在でも廃棄物運搬車両の走行台数の多さによる騒音・振動の影響が生じている。これらは舗装改修工事や運転手への徹底した教育・指導によって多少は改善されるものと期待する。しかし、本事業は運搬車両 130 台が 260 台に、特殊運搬車両 30 台が 60 台になる計画であり、2 倍もの運搬車両が往来することになる。このため、少々の舗装改修工事や教育・指導では改善・解決には至らないと考える。 このことについては本事業の大きなテーマにされていた「運行車両の分散化」と「アクセスの向上」を確実に実施していかない限り、金山地区の生活状態や生活環境は大変な状況になってしまうのではないかと非常に心配している。 これらのことを踏まえた上、具体的にどうように分散するのか。</p>	<p>走行ルートの分散については、施設への入り口付近である金山地区周辺の道路は、どうしても車両の走行が集中してしまうため、一般国道 2 号玉島・笠岡道路及び岡山県道等の完成も見据えて、対象事業実施区域南側ルートも含めた施設へのアクセス性、道路の状況及び地域の方々の意見等を踏まえて走行ルートを検討してまいります。</p>
<p>○環境保全措置「走行ルートの配慮」について 廃棄物運搬車両等の走行に伴う影響の環境保全措置として「走行ルートの配慮」が挙げられており、車道幅員が狭く、沿道に住居が密集するようなルートの利用を極力避けるとあるが、避けようがない生活道路の町道をどのように改善・解決していくのか。</p>	<p>走行が回避できない生活道路については、環境保全措置を確実に実施し、環境影響の低減に努めます。 また、施設への入り口付近である金山地区周辺の道路は、どうしても車両の走行が集中してしまいます。そこで、将来、当該道路における車両の分散を図るため、将来の走行ルートを見直す場合に備えて、対象事業実施区域南側ルートを検討しており、当該道路における環境影響を予測・評価しました。</p>
<p>○廃棄物運搬車両専用道路の設置について 「走行ルートの配慮」によって、改善・解決出来ない場合は、里庄町か鴨方町方面に廃棄物運搬車両専用道路を新設するしか方法・対策はないのではないか。 専用道路を設置することで、本事業の大きなテーマにしてきた「車両の分散化」と「アクセスの向上」が確実に実現できることになる。その結果、金山地区の生活状況、生活環境も維持・確保できるものと考える。</p>	<p>本環境影響評価は一般廃棄物焼却施設の設置を対象としており、道路の整備については対象としておりません。本事業においては、前述した環境保全措置を確実に実施してまいります。</p>
<p>○環境保全措置「運転手の教育・指導」について 現施設の廃棄物運搬車両とは異なり、工事用車両については請負関係があるため、徹底した教育・指導が実施され、運転マナーも良好と想われる。また、工事期間も短期間のため、廃棄物運搬車両に比してそれ程心配していない。</p>	<p>工事用車両及び廃棄物運搬車両のドライバーへの教育・指導を徹底し、騒音・振動の発生抑制に努めます。 特に、廃棄物運搬車両のドライバーに対しては、組合及び各市町において、走行速度や運転マナーの遵守を適宜注意喚起するなど積極的に対応します。</p>

住民意見	事業者の見解
<p>○評価結果について</p> <p>騒音・振動は、予測結果が環境保全目標を満足するかによって評価がなされている。しかし、予測は、地点や周辺環境等の条件が限定的であることから、予測結果はあくまで目安基準と考えるべきである。</p> <p>住民が瞬時に、実際に身体で感じる体感、視覚、聴覚と臭覚に異常を感じさせないと、不快感にさせないことが一番重要かつ大切なことだと考える。</p>	<p>騒音・振動の予測は、技術指針及び各種マニュアル等に準拠し、最大となる条件に基づいて予測される結果です。ただし、車両台数などの不確実性が含まれるため、事後調査を実施し、工事中及び供用時の実際の影響を把握します。</p> <p>また、環境保全目標の達成に努めることは当然のこと、周辺への影響を可能な限り低減するために、環境保全措置を確実に実施します。</p>

(5) 事後調査について

住民意見	事業者の見解
<p>○大気質に係る調査地点及び調査期間について</p> <p>供用後の大気質の事後調査について、特にダイオキシン類及び水銀については、5地点だけではなく、施設の直近数箇所、最大着地濃度出現地点及び各方向に1km、2km、4km、さらには10kmといった地点を設定し、定点観測と評価を重ねるべきである。</p> <p>また、調査期間についても、5年に限定するのではなく、必要なとして判断されるまで事後調査を継続すべきである。</p>	<p>事後調査については、事業開始前及び後で調査結果を比較し、事業による周辺地点への影響を評価する必要があることから、現地調査を実施した地点と同地点で事後調査を実施することとしています。</p> <p>調査期間は、岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき供用後5年間としています。</p> <p>事後調査の期間終了後の方針については、事後調査の結果を踏まえ地域の方々と調整し、今後検討します。</p>
<p>○結果の公表について</p> <p>事後調査の結果及び評価は、全て公表すべきである。</p>	事後調査の結果等はすべて公表いたします。
<p>○ダイオキシン類及び水銀の評価方法について</p> <p>煙突排ガスに含まれるダイオキシン類及び水銀については、専門家で構成する委員会などで評価する仕組みを設けるべきである。</p>	<p>ダイオキシン類及び水銀については、国が定めた環境基準等に示される方法に基づき適切に調査、評価してまいります。</p> <p>また、ダイオキシン類及び水銀を含む環境影響評価の結果は、各専門家等で構成される岡山県環境影響評価技術審査委員会によって客観的な評価がなされます。</p>
<p>○結果の公表方法について</p> <p>事後調査結果の公表方法については、2市1町の行政当局への報告だけではなく、ホームページへの掲載その他、積極的な広報を展開すべきである。</p>	<p>事後調査結果の報告については、岡山県環境影響評価条例の定めにより関係市町及び岡山県に毎年度報告します。</p> <p>公表方法については、ご意見を踏まえて検討してまいります。</p>

9-2-2 関係市町村長の意見及び事業者の見解

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日、岡山県条例第 7 号）第 16 条第 4 項の規定に基づき、準備書について、笠岡市長の意見が令和 4 年 3 月 17 日に、浅口市長の意見が令和 4 年 4 月 14 日に述べられた。なお、里庄町長については特に意見はないことが令和 4 年 3 月 7 日に述べられた。

準備書についての笠岡市長、浅口市長の意見及び事業者の見解は次に示すとおりである。

笠岡市長の意見	事業者の見解
・建設に関する情報を積極的に開示すること。	建設に関する情報は、適宜開示します。
・地域住民の理解と協力が得られるよう十分に配慮し、苦情等があった場合には真摯に対応すること。	地域住民の理解と協力が得られるよう十分に配慮し、苦情等があった場合には真摯に対応します。

浅口市長の意見	事業者の見解
・本事業工事期間中の騒音、振動へ配慮していただき、工事関係車両及び建設機械等使用時には、低公害車両の積極的な使用等により、環境保全措置を徹底すること。	低騒音・低振動型機械の使用や、建設機械及び工事用車両の分散化等、工事中の環境保全措置を確実に実施し、騒音及び振動等の影響の低減に努めます。 また、工事中の事後調査を実施し、工事の実施に伴う周辺への騒音及び振動等の影響について確認します。影響が認められる場合には、追加の環境保全措置を講じます。
・本事業供用開始後における大気質及び騒音、振動については、必要に応じ、調査・対応を行うこと。	供用開始後は、大気質、騒音及び振動の事後調査を実施する予定です。調査の結果によっては、追加の環境保全措置を講じる等、実行可能な範囲で環境への負荷の回避または低減に努めます。

9-2-3 知事の意見及び事業者の見解

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日、岡山県条例第 7 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書について、岡山県知事の意見が令和 4 年 7 月 25 日に述べられた。

準備書についての知事の意見及び事業者の見解は次に示すとおりである。

1 総論評価

(1) 事業計画について

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none">・本事業は、DBO 方式で推進される事業のため、準備書においては、具体的な計画内容が確定していない事項があるので、事業計画の具体化に当たっては、準備書で示した予測・評価の結果を担保することはもとより、一層の環境への負荷の低減が図られるよう処理方式や施設等を選定すること。	今後、事業計画を具体化するに当たっては、準備書で示した予測・評価結果及び環境保全措置を踏まえて、環境への負荷の低減が図られた施設整備等を検討します。なお、処理方式については、本組合の特性及び処理方式ごとの性能等を比較・考慮し、「ストーカー式」を選定しました。
<ul style="list-style-type: none">・ごみの焼却によって発生する余熱は、発電や熱供給による新ごみ焼却施設内外での利用が計画されているが、本事業全体でエネルギーの有効利用を図るため、事業計画の具体化に当たっては、最新の知見を踏まえ、できる限り高効率なエネルギー回収設備、省電力型の機械設備等を選定すること。	今後、事業計画を具体化するに当たっては、最新の知見を踏まえ、高効率なエネルギー回収設備、省電力型の機械設備等を選定し、事業全体としてエネルギーの有効利用に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・環境影響評価の予測・評価の基礎となる新ごみ焼却施設の計画処理量は、同施設の供用開始時点において、ごみの減量化が進展していることを前提として設定されたものであることから、同施設の供用開始までに可燃ごみの排出量が計画処理量以下になるよう、ごみの排出抑制、分別回収、資源化等の取組を推進すること。	本施設の供用開始予定である令和 8 年度において、可燃ごみ排出量が本環境影響評価で想定した計画処理量以下になるよう、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制、分別回収及び資源化等の取組について構成市町と協同し推進します。

(2) 環境影響への負荷の回避又は低減について

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none">・新ごみ焼却施設は、長期間にわたって供用されるものであることから、施設・設備の経時劣化による環境影響の増加がないよう、適切な維持管理及び設備更新を行うこと。	施設の基本性能を確保・維持するため、定期的な点検・検査を実施し、補修計画等に基づき修繕・更新を行います。
<ul style="list-style-type: none">・「一般国道玉島・笠岡道路」が工事実施中に供用開始されるため、対象事業実施区域周辺の交通状況の変動が見込まれることから、同道路の供用開始後は、新ごみ焼却施設の建設工事中・供用開始後における環境調査の地点追加を検討とともに、その調査結果に応じて、追加の環境保全措置を講じるなど、実行可能な範囲で環境への負荷の回避又は低減に努めること。	「一般国道玉島・笠岡道路」の供用開始後、工事用車両または廃棄物運搬車両の走行ルートの交通状況に大きな変化が生じると認められる場合には、必要に応じて追加の調査及び、調査結果に応じた追加の環境保全措置を講じる等、実行可能な範囲で環境への負荷の回避または低減に努めます。

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関連した事業として、新ごみ焼却施設の建設工事に並行して隣地で熱利用施設の建設が予定されているため、本事業の工事計画の具体化に当たっては、関連工事を含めて、建設機械の稼働や工事用車両の走行が集中することのないよう配慮し、地域住民への影響の低減を図ること。 	<p>本事業の工事計画の具体化に当たっては、熱利用施設等の関連工事も含めて、建設機械の稼働及び工事用車両等の走行の分散を図り、周辺環境への影響の低減を図ります。</p>

(3) 住民への適切な周知等について

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、逐次、事業計画等を丁寧に説明するとともに、環境保全上の問合せがあった場合は丁寧に対応すること。 また、工事中・供用開始後に実施する環境調査の結果については、構成市町の広報誌、インターネット等を活用して積極的に公表すること。 ・準備書で示されている環境保全措置について、抽象的で解釈に齟齬が生じるおそれがあるものが含まれているため、評価書においては、実施する環境保全措置をできる限り具体的に示し、住民等にもわかりやすいものとすること。 	<p>事業計画等については、各段階で公表・説明を行うとともに、環境保全上の問合せ等があった場合は適切に対応し、必要に応じて事業計画等に反映します。 また、工事中及び供用後に実施する事後調査の結果については、地域住民の意見等を踏まえ公表方法を検討し、積極的に公表します。</p> <p>評価書においては、環境保全措置の内容を可能な限り具体化し、住民等にもわかりやすいものとなるように記載しました。 (変更箇所は、「第10章 評価書の作成にあたって準備書の記載内容を修正した事項及びその理由」参照)</p>

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には、光化学オキシダントに係る環境基準を達成していない地点があることから、施設の稼働に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底し、特に夏季に原因物質となる窒素酸化物の排出量の低減に努めること。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び施設の稼働に伴い排出される塩化水素については、環境影響の予測結果が環境保全目標に近接しているため、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底すること。 なお、建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素については、工事中の環境調査の実施を検討すること。 	<p>施設の稼働に当たっては、環境保全措置を確実に実施し、大気汚染物質の排出量の低減に努めます。</p> <p>工事の実施及び施設の稼働に当たっては、環境保全措置を確実に実施し、大気汚染物質の排出量の低減に努めます。 また、建設機械の稼働に伴う大気質の影響については、環境影響が最大となる条件を想定して予測・評価を行っております。今後、工事計画が確定した段階で、環境影響評価で想定した予測条件と対比し、稼働台数が著しく増加する等、環境負荷が大きくなる可能性が考えられた場合には、建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素等について、工事中の環境調査の実施を検討します。</p>

知事意見	事業者の見解
・施設の稼働に伴う環境影響については、気象条件ごとに予測・評価しているが、気象条件によっては環境保全目標に近接した予測になっていることから、評価書の作成に当たっては、煙源や建屋等の状況を踏まえ、各気象条件の出現頻度も含めて評価した記載にすること。	短期高濃度については、気象の現地調査結果等を踏まえて、影響が最大となる条件を設定の上で、予測・評価を行っています。予測対象とした5つの気象条件については、現地調査結果に基づき発生頻度を算出し、記載しました。 なお、予測結果が環境保全目標に最も近接したのは塩化水素であり、中でも予測結果の値が高かったダウンドラフト時の発生頻度を評価の項に記載しました。 (変更箇所は、「第10章 評価書の作成にあたって準備書の記載内容を修正した事項及びその理由」参照)
・建設機械の稼働及び土地の改変に伴う粉じん等については、夏季に敷地境界で環境保全目標を超過するおそれがあることから、散水等の環境保全措置を十分講じるとともに、その効果が十分でない場合は、速やかに追加の措置を講じ、環境負荷の低減を図ること。	建設機械の稼働及び土地の改変に伴う粉じん等については、環境保全措置を確実に実施し、発生量の低減に努めます。 また、工事中は、粉じん等の影響が最大となると想定される時期に対象事業実施区域敷地境界において事後調査を実施し、環境保全目標との整合性を確認します。環境保全措置による効果が十分でないと判断された場合には、追加の環境保全措置を講じます。
・工事には、原則、排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、工事用車両には積極的に最新の排出ガス規制に適合したものを使用することにより、環境負荷の低減を図ること。	建設機械は、排出ガス対策型の機械の使用を基本とします。また、工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用し、環境負荷の低減に努めます。

イ 水環境

知事意見	事業者の見解
・工事に伴う土地の改変により発生する濁水の影響を低減するため、仮設沈砂池を設けることとしているが、具体的な規模や構造が示されていないため、評価書の作成に当たっては、台風をはじめとする大雨で想定される時間雨量等の根拠を踏まえて、仮設沈砂池の規模・構造等を設定し、下流の水域への影響を予測・評価すること。	準備書段階より施工計画が進捗し、仮設沈砂池の設置位置・規模・構造等が具体化したため、その内容を表5-5.14及び図5-5.8に記載しました。仮設沈砂池の容量は45m ³ が確保できることから、工事時においては、当該規模の仮設沈砂池の設置を適切に実施します。 予測に用いた降雨条件は、日常的な降雨だけではなく大雨を対象として、笠岡気象観測所の過去10年間における日降水量の上位5%に該当する46.5mm/日を基に50mm/日を設定しました。 上記の条件を基に、下流の水域への影響を予測・評価し、「5-5 水質」の項に記載しました。 なお、容量45m ³ の仮設沈砂池は、降雨量130mm/日にも対応可能となる容量であることから、台風をはじめとする大雨等にも十分対応可能であると考えます。 (変更箇所は、「第10章 評価書の作成にあたって準備書の記載内容を修正した事項及びその理由」参照)

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ア 動物

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 重要種として選定しているミサゴ及びハチクマについては、対象事業実施区域上空を含む広い範囲において、春季から夏季にかけて繁殖活動が確認されているため、評価書の作成に当たっては、工事の実施に伴う建設機械の稼働・工事用車両等の走行、施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行による環境影響について、環境保全措置の効果を再度検討した上で評価するとともに、その根拠を明らかにすること。 	<p>工事の実施（建設機械の稼働、工事用車両等の走行）及び施設の供用（施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行）による騒音・振動の影響について、環境保全措置を講じた予測結果を踏まえて、繁殖活動が確認されたミサゴ及びハチクマへの影響を予測・評価しました。</p> <p>（変更箇所は、「第10章 評価書の作成にあたって準備書の記載内容を修正した事項及びその理由」参照）</p>

イ 植物

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に当たっては、地域の植生、維持管理方法等に配慮の上、植生の専門家による指導のもと、地域に固有の在来種による植栽を行うこと。 	<p>現地調査で確認された地域の在来種による植栽を基本に、専門家の指導・助言を踏まえた敷地内の緑化に努めます。</p> <p>（変更箇所は、「第10章 評価書の作成にあたって準備書の記載内容を修正した事項及びその理由」参照）</p>

(3) 環境への負荷の低減

ア 廃棄物等

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 工事により発生する建設発生土については、今後の工事設計の具体化において、切土・盛土の正確な収支計算を行い、場外搬出のないように努めること。 	<p>工事により発生する建設発生土は、工事設計を具体化する段階で、切土・盛土の収支計算を行い、原則、全量を事業地内で使用し、場外搬出を行わない計画となるよう努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰は、全量を貴一部事務組合の最終処分場で処分する計画であるが、セメント原料化、人工砂への再生等、資源化による最終処分量の削減を検討すること。 	<p>当面、最終処分場で焼却灰の全量処分を行うが、将来を見越して焼却灰の処分方法に当たっては、セメント原料化等への再生・資源化を含め、最終処分量の削減を検討するよう努めます。</p>

イ 温室効果ガス等

知事意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設設備の仕様の決定に当たっては、最新の知見を踏まえ、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮するとともに、ごみの排出抑制、リサイクル等の推進を図り、焼却するごみの削減に努めること。 	<p>今後、事業計画を具体化するに当たっては、最新の知見を踏まえ、高効率なエネルギー回収設備、省電力型の機械設備等を選定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p> <p>また、構成市町と協同し、ごみの排出抑制、分別回収及び資源化等の取組みの推進に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両について、ごみ処理広域化に伴い、総走行距離が延びるため、温室効果ガス排出の少ない車両の導入、効率的な車両の運行等を検討すること。 	<p>廃棄物運搬車両の走行に当たっては、環境保全措置として、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等の運転手の教育・指導を行い、排出ガスの抑制に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出の少ない車両の導入や効率的な回収方法については、構成市町と検討します。</p>

9-3 対象事業の実施にあたり必要な許認可等の種類

No.	対象事業の実施にあたり必要な許認可等の種類
1	都市計画法に基づく都市計画の変更
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置届
3	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置届
4	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届
5	騒音規制法に基づく特定建設作業の実施及び特定施設の設置届
6	振動規制法に基づく特定建設作業の実施及び特定施設の設置届
7	ダイオキシン類対策措置法に基づく特定施設の設置届
8	電気事業法に基づく工事計画許可申請
9	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置届
10	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届
11	下水道法に基づく特定施設の設置届
12	景観法に基づく通知

9-4 その他知事が特に必要と認める事項

9-4-1 環境影響評価書を送付する市町

環境影響評価書を送付する関係市町は笠岡市、浅口市、里庄町である。

9-4-2 環境影響評価の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価に係る調査等は、以下に示すものに委託して実施した。

1. 環境影響評価の委託先の名称

株式会社エイト日本技術開発 中国支社

2. 環境影響評価の委託先の代表者の氏名

代表者 支社長 小谷 満俊

3. 環境影響評価の委託先の主たる事務所の所在地

岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号